

平成30年9月定例会

## 市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年9月12日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成30年9月12日（水） 午前8時58分
散 会 日 時	平成30年9月12日（水） 午後2時13分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委員会欠席 委員	な し
委員外議員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	件名	審査結果
第79号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第80号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第84号	平成29年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定
議 請 第 2 号	こうのす花火大会での自衛隊航空ショーの中止 を求める請願書	不 採 択
議 請 第 3 号	「こうのす花火大会」における自衛隊航空ショー 中止を市がこうのす花火大会実行委員会に要請 することを求める請願書	不 採 択

委員会執行部出席者

(市民部)

市民部長 田口 義久  
市民部副部長 関口 泰清  
市民部副部長兼市民課長  
関根 和俊  
市民税課長 原口 信行  
資産税課長 染谷 秀幸  
収税対策室対策室長  
矢澤 欣子  
市民部参事兼やさしさ支援課長  
松本笑美子

(環境経済部)

環境経済部長 飯塚 孝夫  
環境経済部副部長 馬橋 陽一  
環境経済部副部長 平井 敏一  
環境経済部副部長兼農業委員会  
事務局長 松村 洋充  
環境経済部参事兼産業・交流拠点  
推進プロジェクト課長 高坂 清  
環境課長 小林 弘樹  
産業振興課長 新井巳代子  
産業振興課副参事 中西 克仁  
観光戦略課長 小川 哲夫

吹上支所副支所長 大澤 昌弘

川里支所副支所長 山縣 一公

書 記 岡 崎 夏 子  
篠 原 亮

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第79号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議請第2号 こうのす花火大会での自衛隊航空ショーの中止を求める請願書、議請第3号 「こうのす花火大会」における自衛隊航空ショー中止を市がこうのす花火大会実行委員会に要請することを求める請願書の議案3件及び請願2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第84号の一般会計の決算認定については歳入と歳出は直接関連していることから、市民部と環境経済部の歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。なお、議請第2号及び議請第3号については13日の開議後、速やかに議題としたいと思います。また、関連があることから一括して議題とし、紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後、1日目の散会時に審査途中となった議案の審査の再開をしたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(大塚) 順番の説明の中で会議後という表現がありましたが、会議後というとは会議終了後になってしまうので、もう一度そこを確認して説明いただけるでしょうか。

(委員長) 会を開いた、開会の開議の意味なのですが。開く議と、そういう意味の開議なのですが。ちょっと私も考えたのですが、そういう意

味でございます。了解いただけましたか。

（大塚）大丈夫です。

（委員長）では、改めてお諮りいたします。この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第79号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（市民税課長）それでは、議案第79号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の趣旨をご説明申し上げます。

説明資料を配付してありますので、参考にしていただきたいと思います。今回の改正は、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率引き上げ等の税制上の措置を講ずることとしています。

まず、個人所得課税見直しとして働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うこととした。主な内容として、個人住民税では障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げる。均等割非課税限度額に10万円を加算する。基礎控除の要件に合計所得金額2,500万円以下を追加する。調整控除の要件に合計所得金額2,500万円以下を追加する。年金所得者にかかわる配偶者特別控除について、配偶者が源泉控除対象配偶者である場合には市民税の申告を不要とする。所得割非課税限度額に10万円を加算する。

次に、法人市民税では、大法人の法人住民税にかかわる電子申告の義務化として国税と同様に資本金1億円超の普通法人に対して電子申告を義務づけるものです。

続きまして、たばこ税につきましては喫煙用の製造たばこの区分に加熱式たばこの区分を創設する。製造たばこから分離された加熱式たばこの

溶液部分についても重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行する。たばこの税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこにかかわる税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものです。

このほか地方税法など関係法令の一部改正に伴う規定の整備を行うものです。

以上で議案第79号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）今、説明をいただきましたが、この資料をいただいておりますけれども、この資料の中のまず個人市民税関係のアからカに至るそれぞれの項目において影響額、対象人数を示していただきたいと思えます。

（市民税課長）申し上げます。

まず、アの関係なのですけれども、125万円から135万円に引き上げるものにつきましては、所得控除のほうが10万円下がり、65万円から55万円に地方税法のほうで変更がされておりますので、125万円から135万円に10万円上がったことにつきましては影響はありません。

続きまして、均等割非課税の10万円加算することに対しましても同じく影響はございません。

ウの基礎控除の要件に関する2,500万円以上を追加するものにつきましては……合計所得控除2,500万円以上になりました場合には配偶者控除等が適用されなくなりますものですから……これの中では段階的にあります。2,400万円から2,450万円までは配偶者控除が29万円の控除になるということと、2,450万円から2,500万円に対しましては15万円の控除が対象になる。2,500万円以上が適用がなくなる、こういう形の中で影響額としましては増額要件でございますので、480万円程度の増額される形となっております。ただ、これにつきまして給与所得控除が10万円下がる

ことと考えますので、給与所得控除がない方、例えば事業者、農業者ですとか自営業者さん、こういう方につきましては給与所得控除10万円の減が影響されませんので、こういう方に対しましては10万円所得がふえるという形……10万円控除が……青色申告者ですね、そういう方は10万円の減の要件がありますので、その中で1,000万円程度の影響が、マイナスの要件が出ます。ですから、2,500万円以上の高額所得者については増の要件なのですけれども、通常の白色申告者の給与所得ですか、そういうものがない方、年金収入がない方につきましては減の要件があります。そうすると、先ほど言いました480万程度の増の要件と1,000万程度の減の要件、差し引き約600万円程度の減収という形で市税では見込んでおります。

続きまして、2,500万円の年金のほうなのですけれども、年金の方の2,500万円の要件なのですけれども、年金の方につきましても1,000万円以上から2,000万円までの方は給与所得控除が……当初10万円減る以外に……控除を少なくしますよという要件があります。2,000万円超の方につきましてはゼロになります。また10万円減らしますよという形で条件がありますので、その要件の中で増収要件としましては約246万円増の要件であります。

続きまして、所得割の非課税限度額の10万円加算するものにつきましては、これはやはり影響は……増の給与所得控除が10万円減ることにつきまして、非課税の限度額を10万円プラスするものでございますので、影響はございません。

以上でございます。

（潮田）そうすると、今回の個人市民税関係での全体はプラス・マイナス幾らになるのでしょうか。

（市民税課長）全体の合計のプラス・マイナスでいきますと、先ほどマイナスのプラス400万ちょっととマイナスの1,000万の中でマイナス600万、それで基礎控除の見直しのほうで、公的年金のほうで240万等ありますので、大体プラス・マイナス・ゼロに近い状態だと思われれます。以上でございます。

(潮田) わかりました。では、今回の改正については鴻巣市としては税収に余り変化はないということ、個人市民税の部分でいうと変化はないということ。今後どういったことが要件が入ると増減が出てくるというものなのでしょうか。

(市民税課長) 基本的に今回の改正につきましては、給与所得控除の減、給与所得控除を、最低限を65万から55万にするということが地方税法のほうで決定されましたので、うちのほうはそれを受けて実際的に条例のほうで改正されるものはここに書いてあります。基本的には障がい者ですとか判定基準を10万円引き上げることがメインでございますので、ほとんど条例改正の中では影響は出ない。地方税法の改正の中では、若干そういう部分では影響が出る部分はあるかとは思いますが、条例改正の中ではございません。

(潮田) 要は今回のこの条例改正で、市の税収自体は変わらないにしても、全体として所得の少ない方が……全体の中で少ない方が有利になり、多い方が税金を多く納めるようになるという考え方でよろしいのでしょうか。

(市民税課長) そのとおりだと思います。2,500万円以上の要件がついたということで、2,500万円以上の所得がある方に対しましては増額予定、それでそれ以下の方につきましては影響が出ないような措置を講じたというものが、この10万円の控除の判定基準の追加という部分でございます。

(潮田) 実際に鴻巣市民の中で2,500万円を超えるものというのは、本会議でも言いましたっけ。これ何人いらっしゃるという話でしたか。

(市民税課長) 影響が出る方、先ほど言いました2,400万円から2,450万円の方で約7名、2,450万から2,500万円の方で5名、2,500万円超の方で182名というような形で人数的には考えております。

(潮田) 個人市民税のほうはわかりました。  
それでは、法人市民税のほうで伺いたいと思います。法人市民税のほうを課せられている法人数、法人市民税をその中でも納めていないという方もいるのでしょうか。納付している法人数、資本金が1億円を超える

法人数、資本金が1億円未満の法人数、また現在既に資本金が1億円を超える法人で電子申請をしている法人数を教えていただきたいと思いません。

(市民税課長) ちょっとお待ちください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時17分)



(開議 午前9時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民税課長) お答えいたします。

全体の法人数というのは把握はできておりません。均等割の課税されている法人数は、全てで2,074法人という数字があります。その中で1億円以上の法人が5号法人から9号法人ということで258法人ございます。それで、2,074法人のうち258法人が1億円以上だということ、それは申告されている数でありますのでわかりますけれども、全然税が出ない、申告がない法人につきましては数字はもっとあるかと思っておりますので、それはうちのほうでは把握はできていない数字でございます。

続きまして、電子申告をしている数なのですが、電子申告は確定申告ですか、中間申告ですか、もろもろの申告が全て一括で集計されてしまいます。その中で確定申告をされた電子法人の数というのが把握できておりまして、1,491法人。ですから、私たちの中で2,074法人のうち1,491法人が電子申告をしておるのかなというふうに捉えております。ただ、その中で1億円以上の会社が258法人のうち何法人電子申告をしているかというのは機械の集計上の中で把握できませんので、大変申しわけないのですが、その中で考えていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

(潮田) 資本金が1億円を超える、済みません、自分もわかる限りの市内の業者を全部チェックしてみたのですが、こんなに258法人もあるのかなというのが率直な思いであります。これは、私の理解がよくない



いのかもしれないのですけれども、法人市民税がかかるというのは、これは市内に本社がある、ないというのはどうなのでしょう。

（市民税課長）市内に本社がなくても、営業所等があれば、それは連結法人でありますので、全ての全国的な支店でも営業所でも対象となります。

以上でございます。

（潮田）それで納得いたしました。市内に本社があるところと思って調べたら全然なかったもので、実際支店だったり営業所だったりも全部入っているということであれば258法人というのは納得がいくのですが、わかりました。今回先ほど資本金1億円を超える法人で電子申請をしている法人数は把握されていないということでありましたけれども、今回この条例改正によって電子申請をするようにという通達はどういうターゲットに対してどのようにお知らせをするのでしょうか。

（市民税課長）こちらのほうは、国のほうでの国税のほうも全てなっておりますので、そちらのほうからも出ておりますので、市のほうで特別に申請を依頼しなくても、逆に国の申請をし、県の申請をし、その写しが全て最後に市のほうへ入って申告書が出てきますので、広報はしなくても大丈夫だと考えております。

以上でございます。

（潮田）今の説明によると、もしもこれを条例でこういうふう決められたけれども、それを守らないところに対しての罰というか、対応と、そういうものは一切ないということになるのでしょうか。

（市民税課長）電子申告が指定されたということになりますと、例えば紙の申告をした場合に、それは申告をしていないという形で判断されますので、その会社は無申告という形になりますから、そのようなことはないものと考えております。

以上でございます。

（潮田）通常資本金が1億円を超えるような法人というのは、当然のように税理士さんとか会計士さんとか入っているという認識でよろしいのでしょうか。

(市民税課長) はい。十分それは考えていることでございますし、市内のある程度の会社さんはほとんど税理士さんが入っていますので、電子申告には十分対応をこれからもしていけるものと考えております。以上でございます。

(矢部) では、何点か。

今個人市民税の関係でもってウとエは人数というか、対象者人数いただいて、アとイのほうの対象者人数のほうをちょっと教えていただければ。

(市民税課長) 大変申しわけないのですが、非課税の方については、例えば障がい者、未成年、寡婦という形で非課税になっておりますけれども、区分ごとに集計はできないものでございますので、非課税のものは全て収入がなかった方も全て非課税という形になってしまうものですから、個別な集計はとっておりません。

以上でございます。

(矢部) 両方いないのだ。なしだから。対象者がいないということ。人数が。対象者がなしというのがわからない。

(市民税課長) 均等割非課税のほうにつきましては……均等割非課税のほうもやはり同じでございます。全て非課税という形になってしまいますので、世帯で捉えておりませんので、個人で捉えているものですから、判定で非課税という形のものになりますと、それだけをピックアップして集計をとることは今できない状態でございます。

以上でございます。

(矢部) 年金者のほうは今200人と言ったのだけ。年金所得者のほうの配偶者特別控除による。

(市民税課長) 年金のほうの控除の2,500万の判定では、まず公的年金が1,000万円以上の方は該当者はおりませんでした。

(矢部) いや、オのほう。

(市民税課長) そちらのほうは、これはあくまでも配偶者控除の規定でございますので、配偶者が今まで税法上の配偶者は38万円までの所得の方が配偶者控除でございました。それで、配偶者特別控除というのが今までは38万円を超えた場合に5万円ごとに段階で配偶者特別控除の控除

額が減っていきました。それが昨年の改正のときですか、配偶者の控除をふやしましょうという改正があったのですけれども、38万円からたしか76万円ぐらいまでの所得の方、ちょっと申しわけない、配偶者控除の段階が始まる部分を昨年延ばしたと思います。それの方に対しての申告を年末調整ですとか、年金でも年末調整があるのですけれども、給与所得者に対しては会社のほうへ年末調整、奥さんを配偶者……特別控除ではなくて認定配偶者……

（矢部）だから、その人数は。

（市民税課長）人数的には把握はできない。

（矢部）みんな配偶者というか、全部配偶者というか、人数的にはわからないのだ。人数がどのくらいあれかというのは。全部。

（市民税課長）例えば女性の方、配偶者になる方は女性の方、男性の方、いろいろ多々あります。その中で、例えば給与を持っている人が配偶者控除……旦那さんのほう、または奥さんのほうで控除を受けているかどうか、受けている人もいれば、受けていない方もいらっしゃいますので、金額でこの方というようなとり方もできないですし、だからこれは例えば配偶者控除……機械の中の話でございまして、配偶者の控除を受けている人という形で抜き出すことができるかというのは、今の段階……基本的には集計はとっておりませんので、機械を動かすことが可能なかどうかという部分でも今回やってみたのですけれども、なかなかできなかったということでございます。

以上でございます。

（矢部）あと、たばこ税のほうのあれでもって、これ5段階に移行するものという、何でこれ5段階にするのか、ちょっと。10月1日から。

（市民税課長）5段階で上がるということは、5年間かけて激変緩和措置をとったという部分でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

（矢部）この5段階というのは、30年10月1日、そして31年10月1日、そのたびに段階で上がっていくということですか。

(市民税課長) 簡単に説明しますと、今たばこ、加熱式たばこ、電子たばこと言われているものなのですから、今は1グラム1本としてパイプたばこ、刻みたばこ、昔で言うパイプの中に入れて吸っているたばこと同じ税率として換算されております。ですから、その換算数と新たに0.4グラムで1本ですよという換算数を新たに設けます。それを一気に0.4グラムで1本としますと激変的な、かなり高くなりますので、それを1年目は0.1グラムを掛けた本数に0.8を掛けたものと、0.4グラムで掛けた物を0.2と掛けて、それで換算したもの、2年目は1グラムで1本とするものを0.6を掛けて、次に0.4グラムで換算したものに次の年は0.4を掛けて両方足すと1になります。3年目は、1グラムのものに0.4を掛けたもの、0.4グラムのものに0.6を掛けたもの、そういう形で緩和しながら5年間掛けていくという数字になっております。

以上でございます。

(矢部) そうするというと、10月1日に上がる、1段階、2段階、途中でまた値上がりするというのは、また改正というか、あれになるから税率も上がるということですよ。このままいってしまうわけではないでしょう。

(市民税課長) 5年間かけて上がるものがこの条例の次にその2、その3、その4、その5という形で付表がついていると思うのですけれども、それで5年間分を賄っていくという形になってございます。

以上でございます。

(矢部) これというのは、今度値上がりするというか、あれなのだけでも、影響というか、どのくらいのたばこ税が上がってくるのか、ちょっと。

(市民税課長) 加熱式たばことして今現在売られているものがあると思います。その中でうちのほうにたばこ会社のほうから税金が入ってくるのですけれども、入ってくる中で加熱式たばことして幾らという形ではまだ区分されておられませんので、入ってきているのは1グラム1本として換算した通常のたばこ税で合計されて入ってきておりますので、電子たばことしての換算率は今現在不明でございます。ただ、平成29年度の

実績、売り上げ数が出ておりますので、本会議のほうでも部長が答えたと思うのですが、29年度の実績の売り上げ本数がそのまま同じ本数今後出たとしますと、年間4,400万円増という形で考えております。ただ、現状の流れとしましてたばこは、売り上げ数は年々減ってきておりますので、特に28から29年度ですと8%以上の減収、本数も減になっておりますので、その考えからいくと現状維持程度なのかなという形で市民税課としては考えております。

以上でございます。

(大塚) それでは、この条例案の中の法人の部分でちょっと伺いたいのですが、私どもで持っている資料としては議会の初日に市長から提案説明がありましたその文書、それから後から追加でいただいた議案の資料というこの2点なので、この中の1カ所をまず伺いたいのですが、1億円を超える法人に対して電子申告を義務づけるという文書になっております。いわゆる義務づけですから、まさしく一部改正の中の文言ではあるのはわかるのですが、この根拠、1億円を超える法人は電子にしろという義務化した根拠についてはどのように理解をすればいいのか。何か理由があって多分1億円なり義務づけということになっているはずなので、その辺についてはどのように理解をすればいいかを初めにお伺いします。

(市民税課長) 私たちといたしましては、事務の軽減化、会社に対しても事務の軽減化、市のほうにも事務の軽減化、間違いがまずない、電子で来たものにつきましては基本的にチェックが入っておりますので、間違いがない。そういうもので迅速に書類が行き来する、そういうことで考えております。

以上でございます。

(大塚) 確かに時代はアナログからデジタルに向かっているさなかでありますから、今の理由も一つ理由としては理解はできます。ただ、電子的な処理をするということになると、当然セキュリティーの問題ですとか、それらについても一部改正の中には受ける側としては多分対応はしているのだとは思いますが、本市として法人に対して、1億円を超える、

電子化が義務ですよ、電子申告してくださいねということについて通知、周知はするでしょうけれども、それ以降あるいはそれ以外で市として何かやるべきことというのは今の段階で見込まれているのか、あるいはあると思われるのか、それについてはいかがでしょうか。

（市民税課長）市のほうとしましては、基本的に市単独でやるものではございませんので、ホームページ等でお知らせしていくので十分足りるかなと思います。それにあくまでこれは法人市民税に限っての義務づけですけれども、そのほかにも法人から市民税課に対しましては従業員さんの給与の支払い報告書なども全て電子申告で送られる。それは、全て連動している中で考えておりますので、国のほうも全てそれを考えておりますので、一部分に特化したものではないという改善の流れの中でやっておりますので、問題はないと考えております。

以上でございます。

（大塚）最後に1点。提案説明の4ページにちょっと載っている部分、まさしく先ほど読み上げた部分ですが、1億円を超える法人等という表示になっているのです。これ、などということは、これ以外にも、法人以外にもあるというふうに一般的にはとるのですが、ここでいう法人等のなどというのは何を指してこういう表現になっているのか伺います。

（市民税課長）法人の規定の中で、特に例えば均等割の関係の中でも1億円超の法人または50人以上の従業員のとか、そういう形の規定がありますので、等はそういうことで指しているのかなと考えております（P.23「等の部分には相互会社、投資法人及び特定目的会社が含まれる」に発言訂正）。

以上です。

（大塚）そうすると、今回は1億円という資本金の金額が一つの要件、条件ということで、あくまでも等というのはそれらにも、それ以外にもあるよということで捉えるとする場合に、今回は従業員数、いわゆる規模、それについては何ら触れていないという理解でよろしいのか、最後にこれを伺います。

（市民税課長）記載されているとおりでございますので、1億円以上と

いう記載がありますので、今回はその部分で捉えているということで理解していいと思います。

以上でございます。

（菅野）紙巻きたばこに新しく課税するという、なぜするかというのは、今までしなかったのは、吸っている人が少なかった、でも吸っている人が多いのでお金になるから取るということでのやるわけでしょうか。それから、加熱式たばこの場合は環境への影響ってないのですか。吸っている人の近隣の人への煙害というのはないのか、そこら辺はどうなのでしょうか。

（市民税課長）紙巻きたばこに換算するというので、今現在紙巻きたばこは通常の、基本的に販売されている、箱で売っている紙巻きたばこ、これが紙巻きたばこといいます。それで、それに換算する方法、例えば刻みたばこなんかは紙に巻いてありませんので、パイプたばこですね、刻みたばこ、こういうものは手でパイプに入れて吸うものですから、これはグラムで売っていますので、そのグラム、紙巻きたばこに換算するのに刻みたばこでも1グラムを1本として換算しております。だから、それと今現在売っている電子たばこも同じ換算方法をとっているという形で、ですから今現在の電子たばこでも課税はされております。ただ、換算された数字が市のほうには税として入ってくるものですから、その中に入ってくる税金の報告の中に紙巻きたばこ、刻みたばこ、電子たばこという色分けはされておきませんので、市としてはそれを判別するすべがないという形で、税の予測等の中では4,000万ばかりふえるという、私どもはそういう中で考えているものでございます。

以上でございます。

（菅野）1,000本で430円今度上がるわけですよ、税率が。ということは、今後はわかるということなのですか。1,000本をもとに430円税率が上がりますよね。それは、今後は需要がわかるということなのでしょうか。

（市民税課長）1,000本の430円という部分につきましては、市税の入ってくる場合は1,000本で430円、今回国と地方で1対1でございますので、

430円は市、70円が県で500円になります。国へ500円入ります。ですから、全体では1,000本1,000円、だから1本1円という形で上がるものでございます。それを紙巻きたばこでは今回の中でも来年、ことしの10月1日上げるのが1円上がります。来年の10月1日は、消費税の改正がありますので上げませんので、次の32年10月にまた1円、また次の33年に1円、合計3円、1箱でいくと20円、20円、20円の60円上がるというのが今回の通常のたばこの上げ幅でございます。これは、4年間にかけて3段階で上げますよという条例改正になっておりますし、国のほうの上げる幅。それとは別に、加熱式たばこというのを規定して、加熱式たばこを、電子たばこを紙巻きたばことして課税するのではなくて、電子たばことして課税していきますよという部分で5段階で上げる。結局5年後に紙巻きたばこは約300円程度の税金になります、1箱。電子たばこは今、大変申しわけないですけども、主なもので3種類ありますので、1種類のもものが9割まで、270円の税率まで持っていくますよ、もう一つのもものは8割の240円の税率に持っていくますよ、もう一つのもものは7割の210円の税金にしますよ。だから、電子たばこは5年後にはこのたばこは税金が約270円、240円、210円のたばこになりますよ。5段階でそれに目指して、5年かけて持っていくというのが今回の税法改正です。

以上でございます。

(菅野) 電子たばこというのは、吸って周りの人に一切煙害がないのですか。何もない、周りの人に。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。ここの部分については所管が違いますので、控えてください。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時46分)



(開議 午前9時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)



(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(潮田) それでは、債務負担行為のところでも少しお聞きしたいと思えます。

鴻巣男女共同参画プラン策定業務委託、これは業務委託になる時点で市民の声というのはいつもいろんなプランとかでもパブリックコメントという形にはなるのですけれども、それ以前の段階で市民からまず声をいただくとかというようなことはしているのでしょうか。そういったことを踏まえた上での業務委託なのか、あくまでも市民の声はパブリックコメントで後に、ということになるのでしょうか。

(市民部参事兼やさしさ支援課長) この業務委託についてでございますけれども、スケジュールとしては30年度から31年度にかけて意識調査というものを実施することになっております。今回補正をかけたというと

ころでは、業者の選定ということ、また契約をしながら審議会、男女共同参画審議会がございまして、その審議会にかけながら調査項目と内容等を検討し、それから4月実施、移行に向けて意識調査をかけておりますので、その中で市民の声等を聞きながら策定に向けてやっていきたいと考えております。

以上です。

(潮田) わかりました。市民の声が入るものにしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、23ページ、野菜産地強化整備事業で、白菜とネギとニンジンというふうに本会議のほうでも話がありました。それぞれへの分配金額、これは県支出金でなっておりますけれども、自己負担分、割合をどのように、自己負担が全くなくてできるものなのか、その割合をお聞きしたいと思います。

(産業振興課長) こちらは、県の補助金になりますけれども、補助対象経費が2分の1以内となっておりますして、団体及び法人の負担が2分の1となっております。

以上でございます。

(潮田) それぞれの分配。白菜、ニンジン、ネギ。分配割合。

(産業振興課長) ニンジンが35万5,000円、補助金額となりますが、白菜が168万円、ネギが159万7,000円となっております。

(潮田) この補助は、販売額が20%増額ということが決められているのか、条件になっているのではなかったかと思うのですけれども、それぞれが今現在の販売額から20%の増というのが幾らぐらいを指すのかお聞きしたいと思います。また、天候不順だとか大雨、大雪などで農業の場合直接影響してまいりますので、20%達成ができなかった場合の返金とかという制度、何か規定があるのでしょうか。

(産業振興課長) こちらは、事業年度以降5年後、その目標に達成しなかった場合なのですけれども、毎年その目標に対しての報告書というのを目標を達成するまで出していただくということは聞いております。返還という形というのは、今のところ聞いておりません。

以上でございます。

（潮田）今ので答弁漏れで、済みません。それぞれの白菜、ネギ、ニンジンの20%の販売額プラスというのがどのくらいを指すのか。現在の販売額がわからないので、教えていただきたいと思います。

（産業振興課長）例えばニンジンを生産している農家でございますが、120万円が今のところ、こちらでは20%以上ということなのですけれども、計画では倍の240万円を目標としております。白菜ですが、こちらは225万円が375万円、目標にしております。なので、60%増額という形だと思っておりますけれども。ネギの販売額は、1,000万円が2,000万円という形になっております。

以上でございます。

（潮田）わかりました。これは、機械の購入ということになるわけですよ。販路の開拓とかということについては、この予算の中には入っていないということになるのでしょうか。

（産業振興課長）採択要件に関しましては入っておりません。

以上でございます。

（潮田）続きまして、もう一度産業振興課です。郷地落排水路改修事業、これについては工事は何年度を予定しているのか、距離でいうと何メートルぐらいになるのか、また郷地落排水路を利用しているのは何軒ぐらいになるのですか。ちょっと想定ができなくてよくわからなくてなのです。

（産業振興課長）今回の補正予算をとりました延長は、415メートルになります。地域の方が何軒かかわっているのかというのは、申しわけないのですけれども、わからないのですが、その周辺の農地の方がどのぐらい所有者がいらっしゃるかちょっとわからないので、申しわけございません。来年とりあえず1区間で考えておりまして、415メートルは来年度で1年間で工事は終了する予定となっております。

（環境経済部長）今回415メートルを測量ということで出しております。来年は県単の補助というのがおおむね1市1,000万みたいな上限が大体決まっているのです。その範囲内でやると200メートルぐらいになるのか

なというふうなことで、メーター数的にははっきり言えませんが、金額の上限がちょっとありますので、415メートルは来年はできないのかなというふうに考えております。

（矢部）今の23ページのごみ処理施設の積立金だけれども、今どのくらい基金というか、積立金になっているのか、ちょっとそれを。

（環境経済部長）ごみの基金は、ちょっと経緯でいいますと、27年に5億積みまして、28年に2億、29年に補正等も入れまして2億です。ここで9億あります。今年度当初予算が1億、今回の補正で1.1億ということで、現在この補正が通りますと11億1,000万円ということでございます。以上です。

（矢部）これも相当の金額がかかるわけでございますけれども、こんなペースで大丈夫なのかなと私は思っているのですけれども、これに対してごみ施設をつくるわけで……まだごみ施設に対して各3市の割合とかなんとかと、そういうあれというのはまだわかっていない。

（環境経済部長）まずは本体の工事費、どの部分が組合が作成しました施設整備基本計画の中で、熱回収施設と言っていますけれども、その概算の事業費というのが約248億と出ています。これは本体です。それを人口割、鴻巣、行田、北本の人口割で払うことになっています。ここは、補助金を入れたりとかお金を借りたりというようなことがあるわけですが、それでいうと人口割でいうと鴻巣が約44%、行田が31%、北本が25%、年によって人口が変わってきてしまうので、ちょっとずつ変わってきたりするのでございますけれども、そうすると248億のうち市の負担分は11億弱ぐらいの一般会計の支払いが予想されています。ただ、そのほかにも用地造成費だとか用地買収費、それと予熱施設等があるので、まだちょっとかかると思いますので、今後も積んでいくのかな。ただ、ちょっと処理の方法もまだはっきりしていませんので、その辺が……その点も実際とりあえずは概算ということなので、すみませんが、そういう面ではとりあえず本体分ぐらいは一般会計の負担分は大体積めたのかなということなんです。

以上です。

(矢部) 今、人口割と言われたのですけれども、人口割ではなくて、その前に各市の負担というか、そういうあれというのはいない。負担割というか、北本が幾ら、鴻巣が幾ら、全体の平均の割合のあれというのはいない。均等割のあれというのはいない。吹上のときは、行田のときは3%とかなんとかとそういうあれがあったのだけれども、そういうあれというのはいないでやるのか。そこまではわからないか。

(環境経済部長) 今は建設の部分で、処理のほうは均等割と搬出量割か、搬入量かな、それを決めることになってはいますけれども、まだ割合は決まっています。

(矢部) 次に、その下の産業振興課の農地活用推進事業のほうで、1名というか、これは県のほうから来てあれるのか、ちょっとそのことでお聞きしたい。

(産業振興課長) こちらの事業につきましては、今進めているところなのではありますが、1職員がそれに専属でかかわるといのが……それにかかわって専門でやるというのが難しくなってきたというのが現状なのです。それで、こちらの事業につきましてはもともと農林振興公社にございます農地中間管理機構とうちの市のほうで契約を結んでおいて、そちらの機構からこちらには中間管理事業の事業を委託しているというような契約なのではありますが、それがゼロ円契約、ゼロ円だけでも契約してくださいという形の契約書になっているのですが、それを今回の歳入、この金額を充ててそちらの機構の公社のほうから歳入という形で来るような形になっております。

(質問は県からの派遣ですかという声あり)

(産業振興課長) 申しわけございません。これは、こちらのほうから民間に業者の派遣をいたします(P.20「派遣職員を受け入れてこちらの事務室で作業をしていただく」に発言訂正)。1名。

(矢部) この農地中間機構のあれというのはい、もうことしで5年目ぐらいになっているのですけれども、鴻巣市でもって今この間常光のほうも説明があつて、これから多分入っていくのではないかなという、そういうあれは感じているのですけれども、今の鴻巣市でもって件数というか、

何件ぐらいの団体がやっていて、それとあと補助金等やらのあれというのはどのくらい。確実に決定していれば、ちょっとその点を教えて。5年目、6年目と今度は減ってくるような感じをとっているというのですけれども、それを値段的にはわからないと思うのだけれども、わかる次第でいいから願いたい。

(産業振興課長) 現在市内では15組織、全体で885.92ヘクタール(P.20「6月1日時点では5地域、501ヘクタール」に発言訂正)を取り組んでおります。補助金ですよ。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)



(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(産業振興課長) 先ほどの訂正をお願いいたします。

矢部委員からの質問でございました人件費の件でございますが、私の表現で派遣職員を出すという表現をいたしました。こちらは派遣職員を受け入れてこちらの事務室で作業をしていただくというようなことでございます。

あと、申しわけございません。先ほど中間管理事業の地域、団体と面積のご質問がございましたが、申しわけございませんでした。先ほどの多面的機能支払交付金の面積を言ってしまいまして、正しくは503ヘクタールで、こちらのほうの団体なのですけれども、こちらは地域になります。取り組みをされている地域が今のところ5地域でございます。6月1日時点でございます。そのほかに今後の取り組み予定の地区が幾つかございますが、今こちらのほうで把握している地域としましては4地域でございます。済みません。6月1日時点では501ヘクタールになっております。申しわけございませんでした。

あと、先ほど矢部委員からの予算のご質問でございますが、26年度からこちらの事業が始まっております。今年度でこちらが一区切りつくというところで、来年度からの事業としましては内容がかなり変わって

ると思われま。すので、金額につきましては今のところこちらでは把握しておりません。

以上でございます。

(矢部) 今まで出している金額はわかるの。

(産業振興課長) 今まで出している金額は、今こちらの手元には、申しわけないのですが、ございません。

(矢部) 次に、この郷地排水のあと412メートル、これが2年かけてぐらいな感じで、今までやったのが、これ長い距離だと思ったのですけれども、全長で何メートルですか。二千何メートルだけ。

(産業振興課長) 既に事業が終わっている延長が456.5メートルとなっております。今年度230メートルを予定しております。

(矢部) 場所的には県道の1本入った次の通り、県道の端の1本入ったところの水路、用排水のことを言っていると思うのですけれども、それで間違いなければ。

(産業振興課長) 県道から1本が、ことし工事するところがゴルフ場のちょうど接するところの真ん中どころから始まるような形になっております。

(環境経済部長) 済みません。ちょっと修正をお願いします。今回やる場所は、ごみ処理場予定地の向かい側です。県道と垂直に走っているところがことしまでやったところ。今回の補正で測量をやる場所は、そこの1本横にずれたほう、垂直に曲がっていく、また水路に落ちる水路なのです。ちょっと表現しづらいですけれども、現在やっている水路に直角に曲がって入ってくる水路です。その地域では、そこ、もう少し南側のほうの排水が落ちてくる系統のところ。そちらの予定です。四百十何メートルをやりますけれども、それが現在やっているところの垂直になっているところで、それと並行している部分がまだ残っています。なので、来年度の当初予算にもしかするとというか、予算をお願いしようと思っているのがプラス570メートルあります。なので、その路線では合計です。ですから985メートルでしょうか。それを工事のほうは何年かに分けて、もし上限1,000万というような補助金の縛りがかかっているの

だとするとそれを割っていくというようなことになると思います。何年かかけて工事のほうをやっていくことになるかと思います。

以上です。

(矢部) この地域は、多面的機能とか、そういうあれというのは関連しているのか、してないのか。

(産業振興課長) こちらの地域につきましても取り組んでいる地域でございます。

(矢部) 取り組んでいるのは、だから3段階あると思うのだけれども、一番低い段階の取り組みのほうでやっているのか。

(産業振興課長) 皆さんの意向ですとか、今吸い上げている最中という形なのでしょうか、皆さんいろんなその土地に対しての希望がございますので、農地中間管理機構に全面的に預けて……

(中間機構じゃないぞの声あり)

(産業振興課長) ごめんなさい。多面的ですね。失礼いたしました。多面的機能の団体は、笠原のほうはおりませんでした。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時48分)



(開議 午前10時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(産業振興課長) 失礼いたしました。先ほどの矢部委員のご質問でございますが、こちらの地域につきましては4組織参加しておりまして、ご質問の一番低いというか、そこの農地の農地維持支払交付金というのを全ていただいております。交付しております。

(矢部) 今のは終わります。歳出のほうは。

歳入のほうでちょっと男女共同のプランのほうのあれを、ことしで切れると今聞いたので、今度は計画のするとか、向けたあれでもって300万ですか、この計画に向けたというのは、計画はどういう内容。

(市民部参事兼やさしさ支援課長) 第3次行動計画が31年度で終わりになるのです、来年度で。次の32年度からまた新たに8カ年ということで、



39年度までの計画ということでつくっておりました、そのために意識調査から始めまして、審議会にかけながらプランをつくっていくのですが、男女共同参画プランと申しますのは、実は本市では平成8年に第1次男女行動計画として鴻巣男女共生プランを策定しまして、その後第2次計画で鴻巣男女協働プラン、それから第3次として24年に鴻巣男女共同参画プランを策定してまいりました。それは、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたけれども、今回またその期間が切れるというところで、次はまた国や県の計画、また男女共同参画社会形成に関する社会情勢等を踏まえて、第4次行動計画ということで策定するという事になっておりますので。男女共同参画プランと申しますのは、男女共同参画の推進に向けて鴻巣市の男女共同参画推進条例を策定しまして、それに基づいて行動計画というものをつくることが決められておりますので、その条例に基づいてつくっていくというものです。

(委員長)ここで市民税課長より発言の訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。

(市民税課長)先ほど大塚委員さんのほうから79号の中でご質問がありました。1億円以上の法人等の等の部分は何を指すかという部分で、私のほうで1億円以上及び人数要件があるという形をお話ししてしまったのですが、それを訂正させていただきたいと思っております。1億円以上等の部分には相互会社、投資法人及び特定目的会社が含まれるものでございます。

以上でございます。申しわけありません。訂正のほうをよろしく願いいたします。

(委員長)ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長)ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(大塚) それでは、補正予算の中で2点ほどちょっと確認をさせていただきます。

まず、1点目が21ページの一番下であります。県央広域事務組合の火葬場の件であります。これ毎年決められた額、ある程度見定められた額が負担金として支出されております。なかなか一組の施設であるということもあるので、細かい内容については多分わかる範囲ということになると思うのですが、あそこも建設してから年数がたっている施設でありますので、なかなか情報として出てくる機会がないので、もしわかれば伺いをしますが、当然建物ですので、建てた以上は今後の保全計画といえますか、健全に運営するための計画が多分あると思われれます。具体的に他の公共施設、鴻巣市もそうですけれども、計画的に修繕等を行う、あるいは改修を行う。長期的なプラン等についても持ち合わせがあれば、あるいは公表できるのであればそこら辺火葬場の建物について計画があるかないか、これを最初に伺います。

(環境課長) まず、斎場については平成10年に建設されたものになります。平成29年10月に埼玉県央広域事務組合で公共施設等総合管理計画を策定いたしました。その中では、大規模修繕及び建てかえの目安としてうたわれておりますが、大規模修繕の目安としては西暦で2028年、こちらが大規模修繕の目安の年となっております。その後建てかえとなりますと、こちらの目安としては2058年というのが計画の中ではうたわれています。

以上です。

(大塚) 私ごとであります。私も今で言う一部事務組合に実は15年前に1回だけ出た経験がありまして、それ以降見る機会はあるにしても中身がわからなかったもので、ちょっと確認をさせていただきました。今大規模修繕、それから建てかえは多分私たちの時代ではないので、その先になると思うのですけれども、大規模改修ということは改修の計画があるということは、それに伴って予算計画も立てられているという、金額はわからなくて結構です。予算計画もプランもあるという理解でいいか、それを伺います。

（環境課長）大規模修繕あるいは建てかえについては、今後の協議の中で決定していくということで、今現在日常的に行われている修繕に関しては各都市の負担金で賄われているらしいのですが、これに関しては今後金額等の協議を行うという内容でした。

以上です。

（大塚）関連して、今回補正で出ている金額は一般的にはそれら今後の計画に対する予算措置も含まれているのかなというふうに私は思います。今回負担金が金額が確定して補正に上がっているということは、今後の将来的な計画を見据えた中で多分決まってくるのだらうと。ちなみに、今回の負担金は具体的に改修なり建てかえなりのほうの予算に組まれているかどうかというのはわかるのでしょうか。わかるなら、わからなければ、どちらでも結構です。

（環境課長）今回の補正の内容には、今後の大規模改修あるいは建てかえについての予算は計上されていないとのことです。

以上です。

（大塚）それでは、違う点についてもう一点伺います。資料23ページ、他の委員からも指摘がありましたが、中ほどの産業振興課の農地活用促進事業であります。人材派遣委託料としては1名の費用分という説明がありました。その1名の方というのは、現有の職員以外を指すということになると、その方は鴻巣の市役所に出向いてきて仕事をすることであるのか、それが1点。もしするとした場合には専業になると思うので、時間帯としては勤務時間はどうなっているのか、まずそれを伺います。

（産業振興課長）こちらに1名お願いしまして、その方に専門で来ていただきまして作業をしていただくということになりますけれども、時間につきましては9時から17時、夕方5時までの実働時間7時間を予定しております。

以上でございます。

（大塚）7時間というのは、窓口はこの件で訪れる方、来庁者、来訪者が間違いなくその時間で済むかどうかもちょっとわからない。多分そう

いうことも含めて職員の時間外手当もここに含まれているのかなと理解をしますが、1年間の中でこの範囲の中でとりわけ派遣の委託料は金額の変更はないと思いますけれども、職員についてはおおむねでわかれば結構なのですが、時間外というのがどのぐらいを見込んでの金額なのか。例えば1週間にどうだとか、1日当たりどうだとか、補正予算ですから年度末までになると思いますので、もし見込み、いわゆる算出根拠、計算式が手元があれば伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(産業振興課長) こちらの数字につきましては、月残業の平均、残業時間を10時間として見ました。職員一人一人の単価を見まして平均をとりました。月平均の人数を4人かかって、6カ月これを対応してこちらの金額が算出されました。

以上でございます。

(大塚) 結果としては職員の方もどうしても時間外も含めやらざるを得ないのかなという予想は立ちます。ぜひ働き方改革に沿った形でこの事業が進むことを期待して、質問を終わります。

以上です。

(菅野) 15ページの資産税課の賦課事業ですけれども、相続放棄して取れない人の分を取る政策だというわけですが、これはたびたびこういう制度を使うことがあるのか。この制度を使うことによって、いわゆるどのような家族間とか市民の中で影響があるのか。相続を放棄した人たちがその後どういう状況になるのか、きっちり補填した賠償金が取れるという見込みでやるのか。実際どういう状況なのかをお聞きしたいと思います。

(資産税課長) お答えします。

ただいま委員さんの質問で、こちらの相続財産管理人の申し立て制度ということで、こちらは今回のケースでいいますと、実際には松原1丁目地内に土地と家屋を所有している方が1件ありまして、その方は相続人がいたのですが、実際には相続人であった方が相続放棄をしております。通常相続人が相続放棄をするということだと、土地と家屋が、不動産があるにもかかわらず相続放棄をするということだと債権、借金があっ

てそっちのほうが大きいだろうという、そういったことが考えられると思うのですが、今までよく債権があった場合は金融機関等でそういった制度を利用して、うちのほうは相続財産管理人が選任されたらその方に納税通知書を送ったりとか、そういったことをしております、市が今回初めてこのような申し立てをするのですが、今回のところにつきましては実際には収税対策室のほうから内容について情報がありまして、実際固定資産税、市税のほかに滞納している金額がありました。それで、一応収税対策室のほうで今そちらについては差し押さえをしております。今回相続人が相続放棄をするということが情報があったのが29年8月に相続人の方が来庁しまして、実際相続放棄をしたということで家庭裁判所の写しを提出されました。そういったことから、今回のところは一応債権がどれぐらいあるとか、そういったのも事前に調査をしております、土地と建物が売却されて、その後債権をとられても、あとは市税のそういった滞納を回収しても余るだろうというふうなことがちょっと考えられましたので、補正のほうに計上させていただいたのですが、先ほど私補正のところの説明で土地と家屋、売却されれば予納金が返ってくるというふうな、ちょっと言葉が足りなかったのですが、実際には売却された後清算をします。その清算手続において債務がそこから払われて、残りがあればそれが予納金として、使われた金額がありましたらそれが返ってくるということでございます。

以上です。

（菅野）めったにないことなのか、たびたびある事例なのか、こういう事例が。

（資産税課長）県内でもやっているところがどれぐらいあるかということで、実際には公表はしていないので、ちょっとはっきりした数字がわからないのですが、県内でも7団体ぐらい（P.35「4市」に発言訂正）やっております。やっているところもその辺の費用対効果を考えてやっておりますので、すぐ相続人が不存在だからといってやるということではなくて、費用対効果を考えてやっているケースが多いと思います。

（菅野）次、23ページのごみ焼却場問題ですけれども、1億1,000万円の

基金を積み立て、11億になるということですが、要するに建物の建築費には248億という数字が出ているのです。これは出ていますけれども、全体500億ぐらいというのをちょっと仄聞しているのですけれども、これは全体500億ぐらいというのでいいのか。全体幾らというとなら500億とどこからか聞いているのですけれども。それから、議事録などを見ますと何も決まっていなくて余熱利用だけ決まっているのではないかなと思うのです。余熱利用だけをつくるという分は決まっているのではないかなと思うのですが、こういう市民の皆さんの声に対して具体的にもう全体で幾らですよという数字が出てしかるべきではないかなと思うのです。聞いているよなんていう言葉がどこからか仄聞するようでは市税を投下してやる意味はわからないと思うので、なぜその展望が出ないのかというのをまずお聞きしたいのです。いつどういう状況になったら、普通出ると思うのですけれども、施設をつくる時。不思議なのですけれども、どういう状況になったら全体の予算が大枠でもいいから出るのか。

(環境経済部長) こちらは、当然組合の業務ですので、うちのほうも聞いたりした部分なのですけれども、現在予熱施設の規模についても検討会をしている状況で、処理方法についても今検討会、ことしから始まったものですから、まだ全体の総額というのが出ていない状況です。以上です。

(菅野) 全体の計画でなくても、どんどんお金を積み立てるということは、248億を目指して積立金というのを出しているわけですか。全体の計画ではなくて、ごみ焼却場だけの計画を見据えて基金というのを積み立てているという状況なのではないでしょうか。全体の幾らかかるかと、いろんな基盤整備も含めて、その額がいつ出るかというのはいらないのですか。何でわからないかね。

(環境経済部長) 先ほどちょっと他の委員の質問の中でご説明したのは、計画書に出ている熱回収施設の概算事業費が約248億だよと。それを負担するに当たっては11億ぐらい市の負担があるのじゃないかということ、こういう金額におおむねその金額に関しては大体基金が積めたのかな

と。そのほかに用地買収費、造成費、予熱であるとか周辺整備とかあるので、もう少し基金……基金でなくてもそのときに払えるお金があれば当然基金を積まなくてもいいわけですがけれども、払う予定が間違いなくまだあるというようなことで、もう少し基金を積んでいくのかなと。ただ、そうこうしている間にも工事のほうが実際に動いてきますので、そこまで市の財政状況を見ながら恐らく基金を積んでいくのかなという状況です。ですので、最後に総額が出て、それに必要な金額を最後まで基金を積むということは実はできないのかな。途中になるのかなというふうには考えておりますけれども。

以上です。

（菅野）そうすると、あとは出たところ数字でどんどん出していくと、こういうことにならないかと思うのです。普通これだけの施設なら何でも全体の数字が出て、それに合わせてやるものなの、何でごみだけ全体の数字が出ないのかと、そこら辺が不思議でしょうがないのです。隣のカントリーエレベーターもできて、あれも売ったわけですから、建物用としての売る単価なんていうのも道路一本ですから大体目安もつくのではないかなと思うのです。5.5ヘクタール買ったわけですよ、土地全体を。5.5ヘクタールを……買ってないか。お金払ってないのだから。5.5ヘクタールを買うと議会で説明していますよね。大体説明しているのですから、なぜ出ないのか。カントリーエレベーターは870万で売ったわけですよ、この間。だから、何で出ないのかなと思うのですが、それは目安にはならないのですか。

（環境経済部長）最初に、先ほど約248億、熱回収施設等、普通に燃すところとストック場とかいろいろあるので、等ということでちょっと修正をさせていただきます。それと、これ組合業務ですので、例えば何で出ないのかというのは当然まだ除外が申請をしていない、なので用地の鑑定をしていない、なので価格が出ないというようなことで、まだそこまでの段階にっていないということなので出ないということです。組合業務ですので、それ以上の回答のほうはうちのほうは控えさせていただきます。

以上です。

（菅野）どちらにしても組合業務だということで、地元の議会ではなかなか読めないということですね。そうかといって傍聴に行ってもわからないし。わからないというならしょうがない。

次は、農地活用促進事業でお聞きしますけれども、前も農業委員と農業委員のもう一個、農業委員ではない、促進何とか委員という、推進委員という人を決めましたけれども、こういうことをやるために農業委員だけではやり切れない。中間管理機構で農地をまとめるというときには、地域のことをよくわかった人がいなければということで促進委員というのは出たのだと思うのですけれども、結局は人材派遣で職員を雇ってやるというのですが、その職員というのは市役所の職員をもとやったことがあって、農地とかそういうのに精通していて、地域の皆さんの信頼も厚いとか、そういう人なのですか。嫌々しているということはどういう人を選ぶのですか。どうやってやるのかということをお聞きします。

（産業振興課長）人員がこちらのほうに来たときに、その方がいらっしやったときには、どのような作業をするのかというのはその都度職員のほうから説明をして、その都度聞いていただいて作業をしていただくような形になります。ちなみに、川島町のほうでこのような民間派遣会社を活用して1名お願いしているという、受け入れをしているということでお聞きしております、内容としますとやはりかなり職員のほうが助かっているということで、いろんなことをやっていただいて、事業に貢献しているということでした。

以上です。

（環境経済部長）今回の農地中間管理機構というのは、昨年もそれなりの量をやってきたわけですが。今まではどっちかという受け身の中で中間管理機構の推進というのができてきたわけですが。今後の新たな地域の開拓というふうな中では、職員がある程度外に出ていくような作業というのがふえてくるだろうという中で、そうするとそれに伴っての事務処理であるとか、そういったものの職員の負担がふえるというふうなことで、今回市のほうでは派遣がいいのではないかなというふうな



考えておりますけれども、事務補助的なものとしてその人を、職員の負担がすごくふえるので、職員のかわりができるわけではないので、事務補助的な人件費の補助をもらって、事務補助的な方を雇うというようなことでございます。

以上です。

（菅野）では、鴻巣の中で農業委員やら農業何だか委員も含めて、農地をまとめたいよと、そういう動きというのはどのくらいか兆しが見えているのでしょうか。そこら辺をお聞きします。

（産業振興課長）既に5地域がそちらの取り組みをされておりますけれども、やはり中心は農業委員さんですか農地適格者推進委員さんですか、そちらの地域の土木委員さんですか、そういった方々となっております。

以上でございます。

（菅野）中心なのはもともとわかっているから聞いているのですけれども、では具体的に農地をもうつくらなくなったから、誰かにつくってほしいとってその話がまとまったという実績がどれくらいあるのかということを知っているのです。そのためにだって事務とか何かで来るのでしょう。違うの。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時18分）



（開議 午前11時20分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（菅野）言っていることはわかりました。そうすると、一番はなぜ農業ができなくなったかということです。農業ができれば、結局子どもが引き継がなくなった、やり手がなくなったということはそういうことです。そこは、幾ら農業をやっても結局食べていけない農業、農政だからです。それで、幾ら集積するといったって場所がいい場所で固まったところに農地を持っている人はいいです。でも、周りは篤農家で全部やっていて、ここだけぽつんと年にとってだめだよ、お手上げというところは

なかなかいつまでも周りの人が引き受けてくれない限り荒地になりかねないと、そういう部分もあるわけで、根本的には農業を切り捨ててきたという政府のそういう政策があるわけです。農業で食べていけないから。結局ほかの仕事をやらざるを得ないで二股でやると、やりきれないよということになっているわけです。だから、そこら辺をどう解決するかという根本に行政の姿勢ってどうかかわっているのかをお聞きしたい。

（環境経済部長） そのために農地中間管理機構をやっていくということです。

以上です。

（菅野） 次、野菜産地強化資金が363万2,000円が3業者に出されるというのです。ニンジン、白菜、ネギ。ニンジンは35万5,000円、白菜168万、ネギ159万7,400円。363万2,400円。これは前も議案が出ましたけれども、いわゆる1つの農家にお金を出すということで、では他の農家はどうかというのですけれども、統計このすで見ますと鴻巣で一番多いのは何と云って稲と麦です。稲が16万2,125アール、麦類が3万8,030アール。これは野菜ですよ。野菜は4,000アールなのです。次多いのは花卉類や花卉なのです。6,789アールで、野菜というのとは4,000アールなのですけれども、野菜類がこの補助を使いやすいということだと思えますけれども、先ほど厳しい基準があると、目標達成があつて、20%の目標達成があると、達成するまで、5年後で達成しなくても報告書を出せばお金を返せということにはならないのかお聞きしますけれども、野菜がまず手を挙げるということが、花卉類なんかはかなりいると思うのですが、手を挙げない。野菜を挙げるという、どういうことでこういう事態になっていくのか。花卉は1人がいっぱい生産する人はいないということでしょうか。6,789、花卉は。

（産業振興課長） 今ご質問の件でございますが、こちらの野菜産地強化整備支援事業がなぜ野菜なのかというところかと思われませんが、国の政策で生産調整が廃止されまして、そちらの農業構造を大きく変えるということが検討されているようです。今後米の産地ということでこちらになっておりますけれども、野菜の生産にシフトしていこうということで、

こちら大消費地を抱えます首都圏に位置しておりますので、そういったところで力を注ぐということがあるのだと思われまます。

以上です。

(菅野) 確かに自民党政権になって、民主党政権のときに1万5,000円と補助していたものを去年7,500円にして、ことしからなくしましたよね。米で食べていけないという状況になったわけですから、だからといって、今度は米はなおつくりださないうので、野菜のほうに政策をシフトを変えたということなのです。でも、これ自体おかしいことですよ。米にしたって主食なわけですから、では補助が来ないから米をつくりださないうかといったら、まるっきり荒れた耕地が広がるようになってしまうわけですから。米の面積は大きいわけですから、これは制度的にいかがかと思うのですけれども、農地を守るという立場からいって、そうするとお米農家のほうはこれからどういう状況になるのでしょうか。確かに……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。本議案の案件に集中して質疑を行ってください。

(菅野) だから、聞いているではないですか。米の農家が少なくなるので、補助がなくなるから米に出していた分をこちらに出すということですから、生産調整を野菜のこちらに出すということです。それも大きな農家、3軒だけです。ほんの一部の方のあれでいいのか。

(菅野委員の質問の中で3軒の農家という表現を何回も使っているのですが、2法人1団体だから…の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時27分)



(開議 午前11時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) ニンジン、白菜、ネギの農家の方の3事業者というふうに言われましたけれども、これにかかわっている野菜農家の方は何軒かということをお聞きします。

(産業振興課長) 先ほどのご質問でございますが、ニンジンをつくって

おりますこちらの団体になりますけれども、こちらは農協さんの中の野菜部会ということなので、申しわけございません、参加人数は…市のほうは把握しておりません。

以上です。

（菅野）白菜とネギは。

（産業振興課長）白菜とネギのほうは法人となっております。

（菅野）いやいや、法人となっても法人化して社長さんが1人となっていれば、いわゆる1社への補助になるわけですよ。要するにニンジン、白菜、ネギをつくっている農家どなたでもいいですよというのではないわけですよ。ニンジンはもしかして部会だというのなら何人かいるかもしれませんが、まとまって。でも、白菜やネギに関しては法人化しているということは、社長さんは1人ということになりかねないのではないかなと思うのですけれども、これも複数の場合があるのでしょうか。かかわっている人が、農家がです。だって、1つの農家にこれだけの補助が行く。

（産業振興課長）1法人でそちらの代表者はお一人ずつです。ただ、そちらの法人が大きくなれば、そちらにかかわる方もかなりふえてくると思われますので、法人ですとまた規模が大きくなってきますので、農業の活性化にはつながると思います。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時30分）



（開議 午前11時34分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（菅野）私が言いたいのは、税を363万2,000円投下するということは、野菜をつくっている鴻巣の市民の皆さん4,000人つくっているわけですから、この中でニンジン、白菜、ネギと申しますけれども、全ての農家の方たちがつくればこの補助制度の対象になるという、そういう制度であったほうがより有効に補助金として使えると思うのです。たま

たまグループをつくったり、会派をつくらなければだめだとなると、ぼつんと離れたところに住んでいる人などはなかなか一生懸命つくってもこの制度を適用できないわけですから、ニンジンの農家の方は部会をつくってやっているというからわかりますけれども、白菜、ネギに関してはわからないというのなら、資本力の大きな人は機械を買ったりなんなりしてやるということになれば、一部の人への補助になってしまうのではないかなと懸念があるということを行っています。

以上です。

（委員長） 質問ないね。

（菅野） だって、それをどう思いますか、では私の考えを。一部の人のあれにならないかと。さっきから言っているけれども、返事来ない、これに対して。誰がつくっても出せばいいのだよ。

（環境経済部長） これは、県の補助金では地域で頑張っている方を応援していこうというような補助金ですので、今回はこういった3つの、2法人1団体が頑張っているということで手を挙げられた。それに対して補助がついたということでございます。

以上です。

（資産税課長） 済みません。発言の訂正をお願いしたいのですが、先ほど菅野委員さんから相続財産管理人選任申し立てをしている団体はどれぐらいあるのですかというご質問だったと思います。私のほうが先ほど7団体というふうにお答えしたのですが、実際には実績のあった7団体に確認をしたところ、今現在申し立てをしているところが4市でございます。ということでちょっと発言の訂正をさせていただきたいと思えます。

（委員長） 以上ですので、ご了承願います。

それでは、改めて質疑はありませんか。

（なし）

（委員長） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) そもそも農地を活用するということで、農地をまとめるということ自体が、稲作が、ほとんど鴻巣の場合は稲作ですよね。これが人手がなくてもお勤めしながらでもつくれるわけで、とてもいいお米の産地でもあると思うわけですがけれども、稲作ができなくなったことも含めまして、個人の土地がいわゆるまとめられなければならないという状況になったということです。それから、野菜につきましても、お米の面積が統計でも一番多いわけですがけれども、結局はお米ではなくてほかのものへ補助金を出して誘導していくという、お米も民主党時代に助成金が出たものを自民党が復活して以来、とうとう去年の7,500円からことし、2018年はゼロというふうに、いわゆる政策誘導でお米をつくれないうようにしてきた、こうした政策があるわけですので、日本の農業の発展に、食糧の自給率にお米が果たす役割は大きいですので、世界の流れにも反対するものですので反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 正 午)

---

◇

(開議 午後 1 時)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 13 分)